

消費者委員会食品表示部会の議事録改竄

鈴鹿医療科学大学薬学部客員教授 中村 幹 雄

1 経過

2014年10月3日に開催された消費者委員会第32回食品表示部会を傍聴した。議事の中で、消費者庁の担当者が、「L-フェニルアラニン化合物の表示の対象になっているのがアスパルテムのみで、ほかにも先日、添加物として追加されたアドバンテームなどもあります。それは厚生労働省の調査会のほうで表示は必要ないということで、今回は表示として追加されておられませんけれども、アドバンテームのような物質もあります」と発言した。しかし、消費者委員会のホームページに公開された議事録では、「L-フェニルアラニン化合物の表示の対象になっているのがアスパルテムのみで、ほかにも先日、添加物として追加されましたアドバンテームなどもあります。これは食品安全委員会の食品健康影響評価においてリスクは無視できると判断されているため、L-フェニルアラニン化合物を含む旨としての表示は必要ないと判断しております。」と訂正されていた。消費者庁担当者の発言と訂正後の議事録は、明らかに趣旨が異なる。しかも、消費者庁担当者は、自らが誤りに気付いて自発的に訂正したのであるか。

10月14日、紙智子参議院議員事務所が、消費者庁に誤りを指摘した。「食品安全委員会というべきところを厚生労働省と言いつつ間違えた。」とのことだったので、「リスク評価機関の消費者委員会がリスク管理の表示について言及するはずがない」とただした。

10月15日の第33回食品表示部会も傍聴した。消費者庁が前回の説明のミスを釈明、あるいは訂正することを期待して臨んだが、全く期待外れであった。そこで、河上正二消費者委員長宛てに、10月20日付けの手紙でこの問題を通知した。

10月23日、消費者委員会事務局は、紙智子参議院議員事務所以下のように回答した。「(前略)本件については、当事務局が消費者庁に議事録(未定稿)を送り、発言者に対して各自の発言部分について誤字・脱字の修正、内容の変更を行わない形での補則を依頼した際、当事務局への相談なく、別紙の事情による修正を行ったために起こったものです。

本来であれば、部会で発言内容に誤りがあったことを説明し訂正するべきであったところ、当事務局も今回のような発言内容が変わる形での修正が行われていることに気付かず、現在ホームページで公開している議事録として確定しておりました。次の議論が行われる10月15日の部会前に、10月3日の議事録を確定し広く公表する必要があるとの判断から作業を急いだ際、事務局での確認が不足しました。

10月31日の食品表示部会において消費者庁から訂正にかかる説明を行うとともに、それに先立ち、今週中には各委員に対し、状況説明と事務局として修正に気づかず議事録を確定してしまったことに対するお詫びをご連絡する予定です。」

別紙(メモ)

1. 消費者庁設置(平成21年9月)前は、食品添加物に係る表示については、厚生労働省において、食品添加物としての指定等を含め審議される仕組みとなっていたところ。
2. 消費者庁設置後は、厚生労働省において食品添加物の指定等について審議し、当該審議の内容を踏まえ、消費者庁において表示について検討する仕組みとなっている。
3. 10月3日の消費者委員会食品表示部会においては、平成26年に添加物として指定された「アドバンテーム」に係る表示の取り扱いについ

て、現行の仕組み(上記2)に基づき発言すべきところ、消費者庁設置以前の仕組み(上記1)に基づき発言を行う誤りがあったところ。

4. このため、表現の適正化の観点から、必要な修正(厚生労働省による表示不要の判断という箇所を、食品安全委員会による食品健康影響評価の結果を踏まえた消費者庁による表示不要の判断に修正)を行ったところ。

(1及び2の事例は掲載せず)

2 問題提起

この件には、3つの大きな問題がある。第1に、消費者庁の担当者が、食品添加物を指定する際の所掌(リスク評価:食品安全委員会、規格基準の設定:厚生労働省の薬食審、食品表示:消費者委員会・消費者庁)を理解していないという初歩的で重大な問題である。第2に、消費者庁の担当者が、消費者庁に移管された食品衛生法第19条に基づく表示に関する過去の主要な問題をよく理解し

ていないという深刻な状態の下で、食品表示行政がなされ、新法に基づく基準の策定が進められているという問題である。第3に、消費者庁の担当者もミスをする可能性は否定できない。だから、多くの専門家(あるいは、利害関係者)を集めて、消費者委員会食品表示部会で審議されているわけである。しかし、委員の誰一人として、消費者庁の担当者の誤りをその場(第31回食品表示部会)で指摘できなかった。

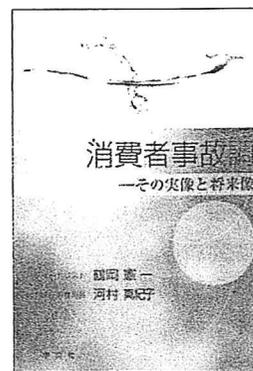
食品表示部会の委員の専門性の欠如による空虚な議論は、これまでも、度々あった。本件は、消費者庁の担当者の立場を守るために、改竄したとしか思えないが、同時に食品表示部会の委員が指摘できなかったことも原因である。私は、食品表示部会が、二度とこのような改竄をせず、国民の負託に応えるため、早急に、食品表示部会の委員の適切な人選を行うことを期待する。

(作成:2014年11月30日)

★文献紹介★

消費者事故調—その実像と将来像

著者:鶴岡憲一・河村真紀子
発行:学文社
価格:1,850円(税別)



本書は、2012年に発足した消費者事故調(消費者安全調査委員会)の仕組みや具体的な運用、その発足に至るまでの議論などを紹介し、さらにその将来像について論ずるものである。

鶴岡憲一氏は元新聞記者でジャーナリスト、河村真紀子氏は主婦連合会事務局局長であり消費者安全調査委員会の委員で、両名は、消費者事故調の設置のための検討を進めた「事故調査機関の在り方に関する検討会委員」のメンバーである。

全体を通じて両著者の姿勢・熱意が伝わってくる。消費者事故調の今を知り、今後を考えるうえで、一読しておきたい一冊である。

弁護士(大阪) 葉袋真司